

製品安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名 46829937 男前モノタロウ ウインドウォッシャー液(撥水タイプ)
会社名 株式会社 MonotaRO
所在地 〒660-0876 兵庫県尼崎市竹谷町 2-183 リベル3階
担当者名 商品お問合せ窓口
電話番号 0120-443-509
FAX 番号 0120-289-888
緊急連絡先 所在地と同じ
整理番号 M170309
作成日 2016年6月7日

2. 危険有害性の要約

GHS分類

引火性液体	区分2
急性毒性(経口)	区分5
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	区分2
生殖毒性	区分1B
特定標的臓器、単回暴露	区分1(中枢神経系、視覚器全身毒性)
	区分3(気道刺激性、麻酔作用)
特定標的臓器、反復暴露	区分1

GHSラベル要素

絵表示



注意喚起語
危険性有害性情報

危険
引火性液体及び蒸気
呼吸器への刺激のおそれ
眠気やめまいのおそれ
飲み込むと有害のおそれ
強い眼刺激
生殖能または胎児への悪影響のおそれ
中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害
長期に又は反復暴露により臓器(肝臓、視覚系、腎臓、中枢神経系)の障害
呼吸器への刺激のおそれ

3. 構成及び成分情報

単一製品・混合物
成分

混合物
メタノール
イソプロピルアルコール
非イオン系界面活性剤
シリコーン

4. 応急措置

吸入した場合	新鮮な空気のある場所に移し呼吸しやすい姿勢で休息させる。 呼吸していて嘔吐がある場合は頭を横向きにする。
皮膚に付着した場合	汚染された衣類、靴などは速やかに脱ぎ捨て、必要であれば衣類等を切断する。 水または微温湯を流しながら洗浄する。石鹸を用いてよく洗い落とす。 外観に変化が見られたり、痛みが続く場合は直ちに医師の手当てを受ける。
眼に入った場合	直ちに清浄な水で数分間洗い流した後、眼科医の手当てを受ける。 洗眼の際、まぶたをよく指で開いて、眼球、まぶたの隅々まで水がよく行き渡るよう洗浄する。
飲み込んだ場合	コンタクトを使用している場合は、固着しない限り、取り除いて洗浄する。 無理に吐かせようとしない。揮発性液体なので吐き出させるとかえって危険。 水でよく口の中を洗わせる。 被災者に意識が無い場合は、口から何も与えてはならない。 嘔吐が自然に起こった時は気管への吸入が起きないように身体を傾斜させる。 保温して速やかに医師の手当てを受ける。

5. 火災時の措置

消火剤 使ってはならない消火剤	霧状水、粉末、二酸化炭酸、泡（耐アルコール泡）、乾燥砂 水の使用は火災を拡大し危険な場合がある。 冷却が目的で霧状水は用いてもよいが、消火に棒状水を用いてはならない。 当該製品は着火後爆発の危険性があるため、直ちに避難する。
火災時の特有の危険性有害性 特有の消火方法	火災発生場所の周辺に関係者以外の立ち入りを禁止する。 危険なく出来る場合は燃焼の供給源を速やかに止める。 移動可能な容器は、速やかに安全な場所に移す。 容器、周囲の設備などに散水して冷却する。 消火活動は可能な限り風上から行う。
消火を行う者の保護	消火作業の際には、状況に応じた保護具（自給式呼吸器、防火服、防火面など）を必ず着用すること。

6. 漏洩時の措置

人体に対する注意事項 保護具及び緊急時の措置	漏れた場所の周辺から人を退避させると共に、火災爆発の危険性を知らせる。 漏出した場所の周辺にロープを張るなどして、関係者以外の立ち入りを禁止する。 作業の際には保護具を着用し、飛沫などが皮膚に付着したり、蒸気を吸入しないように注意する。 風上から作業し、風下の人を避難させる。 漏出時の処理を行う場合には、必ず呼吸保護具、保護手袋、保護眼鏡、保護衣などを着用する。
環境に対する注意事項	下水道、河川等に流出し、環境への影響を起こさないよう注意する。 漏出物を直接に河川や下水に流してはいけない。
封じ決め及び浄化の方法及び機材	少量の場合は、土、砂、おがくず、ウエス等に吸収させ密閉出来る容器に回収。 大量の場合は盛り土で囲って流出を止めた後、安全な場所に導いてから処理。 この際火花を発生しない安全な工具を使用する。 危険なく出来る時は漏出源を遮断し、漏れを止める。
二次災害の防止策	下水、側溝等に入り込まないように通いする。 付近の着火源になるものを速やかに除くとともに消火剤を準備する。

7. 取扱い保管上の注意

取扱い	技術的対策	製造業者が指定する防爆の電気・換気・照明機器を使用すること。
-----	-------	--------------------------------

静電気放電に対する予防措置を講ずること。
 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。
 空気中の濃度を暴露限度以下に保つ為に排気用の換気を行うこと。
 高熱工程でミストが発生するときには、空気汚染物質を管理濃度以下に保つ
 為に換気措置を設置する。

保管	技術的対策	保管場所には壁、柱、床を耐火構造とし、かつ梁を不燃材料で作ること。 保管場所には屋根を不燃材料で作ると共に、金属板その他の軽量な不燃材料で葺き、かつ天井を設けないこと。 保管場所の床には、危険物が浸透しない構造とするとともに、適切な傾斜をつけ、かつ適切なためますを設けること。 保管場所には危険物を貯蔵しまたは取扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設ける。
	保管条件	熱、火花、裸火のような着火源から話して保管すること。禁煙。 令所、換気の良い所で保管すること。 酸化剤から離して保管すること。 容器は直射日光や火気を避けること。 容器を密閉して換気の良い場所で保管すること。 保管場所に施錠すること。
	混合危険物質 安全な容器包装材料	酸化剤、過酸化水素 消防法及び国連輸送法規で規定されている容器を使用する。

8. 暴露防止及び保護措置

許容濃度	管理濃度	メタノール 200ppm
	許容濃度	メタノール 日本産業衛生学会(2008年度版) 最大許容濃度 200ppm 260mg/m ³ TLV-TWA 200ppm skinBEI TLV-STEL 200ppm skinBEI
設備対策		製造業者が指定する防爆の電気、換気、照明機器を使用すること。 静電気放電に対する予防措置を講ずること。 この物質を貯蔵ないし取扱う作業場には洗眼器と安全シャワーを設置する。 空気中の濃度を暴露以下に保つために排気用の換気を行うこと。 高熱工程でミストが発生するときには、空気汚染物質を管路濃度以下に保つために換気装置を設置する。
保護具	呼吸器の保護具 手の保護具 眼の保護具	適切な呼吸保護具を着用すること。 適切な保護手袋を着用すること。 適切な眼の保護具を着用すること。 保護眼鏡(普通眼鏡型、側板付普通眼鏡型、ゴーグル型)
衛生対策	皮膚及び身体の保護具	適切な顔面用の保護具を着用すること。 この製品を使用する時に、飲食又は喫煙しないこと。 取扱後はよく手を洗うこと。

9. 物理的及び化学的性質

外観	淡黄色液体
臭い	アルコール臭
融点・凝固点	-35℃±5
沸点、	65℃
引火点	11℃
爆発範囲	下限 6,7vol%、上限 36,5vol%
蒸気圧	2,1
比重	0,91±0,02

10. 安定性及び反応性

安定性	通常の取り扱いにおいては、安定である。
危険有害反応不可能性	酸化剤と激しく反応し、火災、爆発の危険をもたらす。
避けるべき条件	加熱
混色危険物質	酸化剤、過酸化水素
危険有害な分解生成物	加熱分解により一酸化炭素、ホルムアルデヒドを生じる。

11. 有害性情報

急性毒性	メタノール経口 LD50 値が 6200mg/kg	
眼に対する重篤な損傷性		
	又は眼刺激性 強い眼刺激	区分 2 A
生殖毒性	生殖能又は胎児への悪影響のおそれ	区分 1 B
単回暴露	中枢神経系、視覚器、全身毒性の障害	区分 1
	眠気又はめまいのおそれ	区分 3
	呼吸器の刺激のおそれ	区分 3
反復暴露	長期又は反復暴露による中枢神経系、視覚器の障害	区分 1

12. 環境影響情報

水生環境急性有害性	甲殻類	ブラウンシュリンプ	LC50	900.73mg/L 外政 24H
水生環境慢性有害性	軟水溶性でなく (水溶解度 = 1,00 × 10 ⁶ mg/L) 急性毒性が低い			
生体毒性	不明			
残留性・分解性	不明			
生体蓄積性	不明			
土壌中の移動性	不明			
オゾン層への影響性	情報なし			

13. 廃棄物の注意

残余廃棄物	<p>廃棄においては、関連法規ならびに地方自治体の基準に従うこと。</p> <p>都道府県知事などの許可を受けた産業廃棄物処理業者、もしくは地方自治体はその処理を行っている場合にはそこに委託して処理する。</p> <p>廃棄物の処理を委託する場合、処理業者等に危険性、有害性を十分告知の上処理を委託する。</p>
汚染容器及び包装	<p>容器は清浄にしてリサイクルするか、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。</p> <p>空容器を廃棄する場合には、内容物を完全に除去すること。</p>

14. 輸送上の注意

国際規制				
	海上規制情報	IMOの規定に従う。		
		UN No.	1230	
		Proper Shipping Name	METHANOL	
		Class	3	
		Packing Group	II	
		Marine Pollutant	Not applicable	
	航空規制情報	ICAO/IATAに従う。		
		UN No.	1230	
		Proper shipping name	METHANOL	
		Class	3	
		Packing Group	II	6.1
国内規制				
	陸上規制情報	消防法の規定に従う。		

	海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。	
		国連番号	1230
		品名	メタノール
		クラス	3
		容器等級	II
		海洋汚染物質	非該当
	航空規制情報	航空法の規定に従う。	
		国連番号	1230
		品名	メタノール
		クラス	3
		容器等級	II
特別の安全対策		<p>危険物は当該危険物が転落し、又は危険物を収納した運搬容器が落下し、転倒もしくは破損しないように積載すること。</p> <p>危険物又は危険物を収納した容器が著しく摩擦又は動揺を起こさないように運搬すること。</p> <p>食品や飼料と一緒に輸送してはならない。</p> <p>移送時にイエローカードの保持が必要。</p>	

15. 適用法令

労働安全衛生法	<p>名称等を通知すべき有害物（法第 57 条の 2、施行令第 18 条の 2 別表第 9） （政令番号第 560 号）</p> <p>危険物・引火性の物（施行令別表第 1 第 4 号）</p> <p>第 2 種有機溶剤等（施行令別表第 6 の 2・有機溶剤中毒予防規制第 1 条第 1 項第 4 号）</p>
消防法	名称とを表示すべき有害物 施行令 18 条（政令番号第 36 号）
船員安全法	第 4 類第引火性液体、アルコール類水溶性液体（法第 2 条第 7 項危険物別表第 1）
航空法	引火性液体類（危規則第 2, 3 条危険物告示別表第 1）
労働基準法	引火性液体（施行規則第 194 条危険物告示別表第 1）
毒劇物取締法	疾病化学物質（法第 75 条第 2 項、施行規則第 35 条別表第 1） 劇物（指定令第 2 条）

16. その他の情報

引用文献	<p>危険物ハンドブック（ギェンター・ホンメル編）</p> <p>溶剤反ハンドバック（オーム社）</p> <p>化学防災指針、日本化学会編（1980）</p> <p>毒劇物基準関係系通知集（薬務広報社）（1991）</p> <p>産業中毒便覧（1977）</p>
その他	<p>商品安全データシートは危険有害な化学製品について、安全な取り扱いを確保するための参考情報として取扱う事業者を提供されるものです。取扱う事業者は、これを参考にして、自らの責任において、個々の取扱等の実態に応じた適切な処置を講ずることが必要であることを理解した上で、活用されるようお願い致します。</p> <p>従って、本データそのものは安全の保証書ではありません。</p>